

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 21 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 第 3 条第 2 号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 2 号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="147 671 1084 916"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>329,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td>367,000</td></tr><tr><td>3</td><td>396,000</td></tr></tbody></table> <p>3～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 4 条、第 34 条の 2 第 1 項及び第 38 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 4 条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第 34 条の 2 第 1 項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第 38 条第 2 項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「<u>100分の175</u>」</p>	号 給	給料月額		円	1	<u>329,000</u>	2	367,000	3	396,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 第 3 条第 2 号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 2 号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1155 671 2092 916"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>330,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td>367,000</td></tr><tr><td>3</td><td>396,000</td></tr></tbody></table> <p>3～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 4 条、第 34 条の 2 第 1 項及び第 38 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 4 条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第 34 条の 2 第 1 項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第 38 条第 2 項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「<u>100分の180</u>」</p>	号 給	給料月額		円	1	<u>330,000</u>	2	367,000	3	396,000
号 給	給料月額																				
	円																				
1	<u>329,000</u>																				
2	367,000																				
3	396,000																				
号 給	給料月額																				
	円																				
1	<u>330,000</u>																				
2	367,000																				
3	396,000																				

とする。

附 則

1・2 [略]

とする。

附 則

1・2 [略]

3 平成20年4月から平成23年3月までの間における第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料月額、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条第5項に規定する任期付研究員業績手当の額、給与条例第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与条例第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。

職 員	割 合
第5条第1項の給料表の5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の6
第5条第1項の給料表の3号給又は4号給の給料月額を受ける職員	100分の4
前2項に掲げる職員以外の職員	100分の2

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。